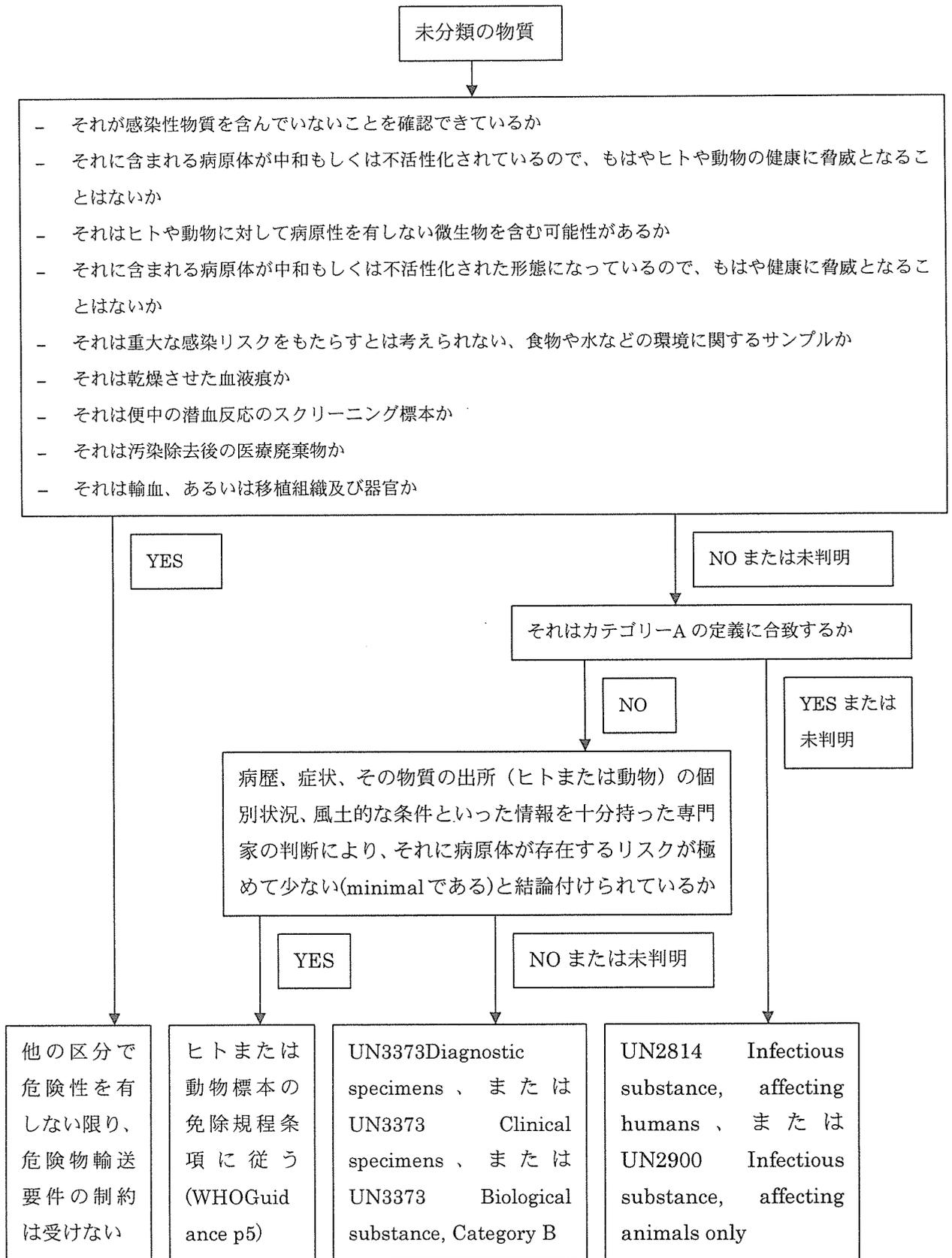


# Draft

2007/2/1

図4 感染性材用及び臨床検体の分類のためのフローチャート



# Draft

2007/2/1

## 一般的な輸送の準備

カテゴリーA とカテゴリーB とでは、その内包する危険性が異なるので、輸送の際の梱包方法、ラベル表示及び必要書類も違ってくる。梱包に関しては、国連の Packing Instructions P620（カテゴリーA 或いは UN2814 または UN2900 と指定された材料用）と P650（カテゴリーB 或いは UN3373 と指定された材料用）において、詳細に規定されている。

## 基本的な三重包装システム Basic triple packaging system

「危険物輸送に関する国連勧告」は、感染性材用及びその可能性のある物質の輸送に際して、三重に包装するよう定めている。三重包装とは、第一の容器 (primary receptacle)、第二の包装 (secondary packaging)、そして外側の梱包 (outer packaging) である。三重包装システムの大まかな説明は以下の通りであるが、実際に感染性材用を送付する際には細かい規定があるので、内容物の種類にあわせて上記 Packing Instructions P620 或いは P650 を調べると共に、輸送業者や梱包材業者とよく相談しなければならない。危険物専門の梱包材業者は、「UN Packaging」や「UN infectious substance packaging」でインターネット検索すると海外の業者ではあるが数社見つけることができる。

標本を入れる第一の容器は、

- 耐水性
- 漏れ止めの封止
- 中身を示す適切なラベルを貼ったもの

であり、万が一破損や漏れが起こったとしても、液状のものをすべて吸収するよう適切な材質のもので十分包装しなければならない。

第二の包装は、

- 耐久性
- 耐水性
- 漏れ止めの封止

の施されたもので、第一の容器を封入し、かつ保護する目的で使われる。その際、複数の第一の容器をそれぞれ衝撃緩和材に包み、まとめてひとつの第二の包装に封入しても良いが、その場合は破損時に液状のものを全て吸収できるだけの十分な吸湿材で包装しなければならない。

外側の梱包は、

# Draft

2007/2/1

輸送時の物理的損傷から内部に入れた第二の包装物を保護するためのものである。したがって第二の包装物は適当な緩衝材といっしょに外側の梱包材の中に納められる。外側の梱包は、外面全体の最も短い外周が100mmなければならない（The smallest external dimension shall be not less than 100mm.）。

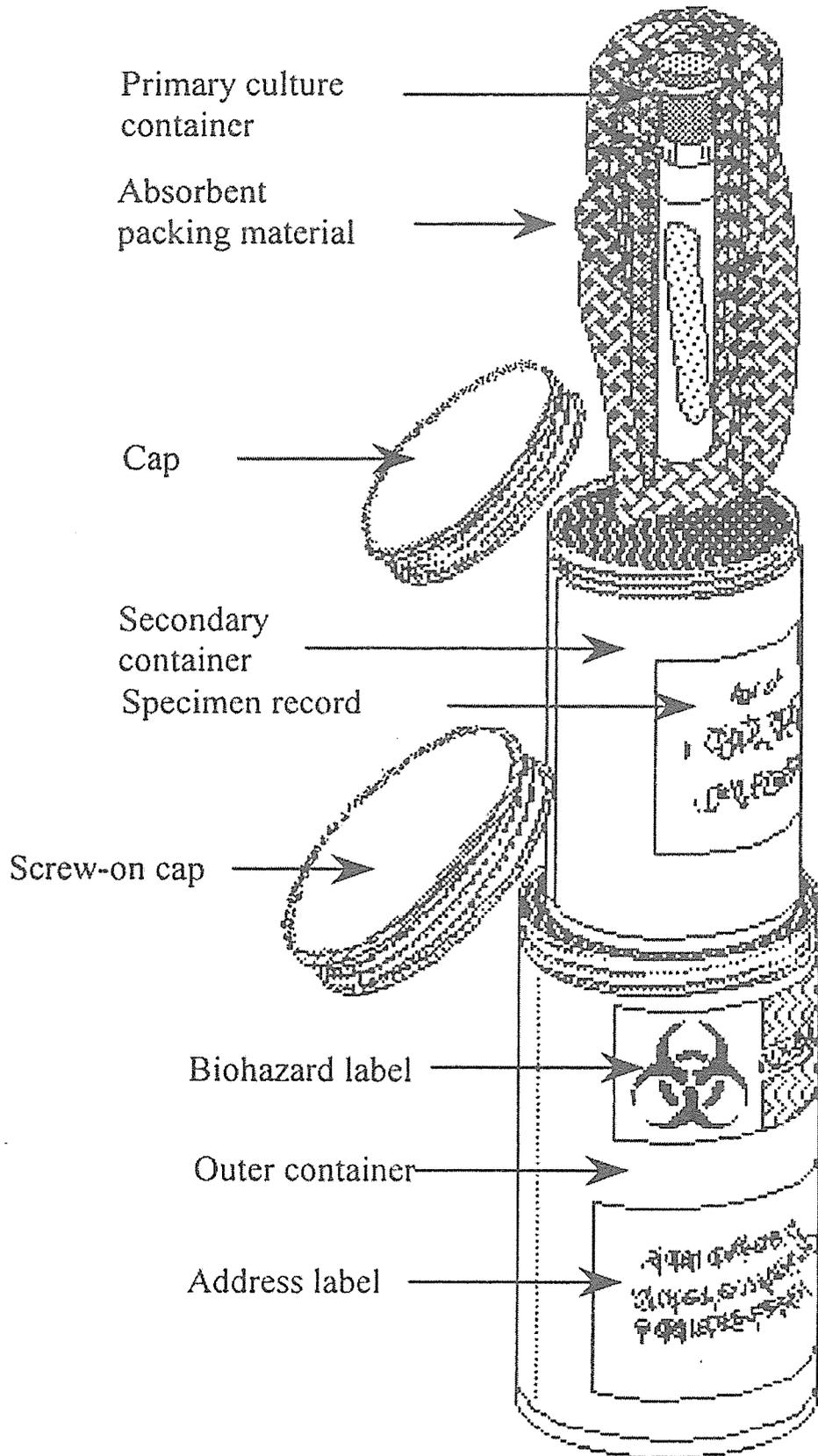
梱包が完了した荷物には、国連の規定に従って標識とラベルを付け、輸送に必要な以下の情報を伝える書類を添付しなければならない。

- 標本のデータを記入した用紙類
- 標本を同定、或いは説明した手紙その他の情報
- 差出人と受取人を明らかにする情報
- その他の必要書類

次ページは一般的な三重包装の例であり、WHOの「Guidelines for the collection of clinical specimens during field investigation of outbreaks」という冊子に示された、採取した標本を送付する時の梱包例である。

# Draft

2007/2/1



# Draft

2007/2/1

## カテゴリーA とカテゴリーB の梱包、標識、ラベル、必要書類の違い

前述のとおり、カテゴリーA とカテゴリーB とではその内包する危険性が異なり、輸送の際の梱包方法、ラベル表示及び必要書類も違ってくる。主な相違点は表5の通りである。なお、詳細は WHO の「Guidance on regulations for the Transport of Infectious Substances」 September 2005 の Annex 3 「Packing Instruction P620」 及び Annex 4 「Packing Instruction P650」 を参照されたし。

また、WHO の「Biosafety Manual 3<sup>rd</sup> edition」 96 ページに、28 ページのようにカテゴリーA 及びカテゴリーB 両方の三重包装の図が例示されているので参照されたし。（出展 IATA, Montreal Canada）

表5 容器／梱包、内容量、ラベル表示、必要書類に関する主な相違点

	カテゴリーA	カテゴリーB
容器及び 梱包	三重包装および国連規格容器の基準を満たすこと。ただし容器の基準はカテゴリーA と B とでは以下の様に異なる。	
	要求される強度	9 mの落下テスト、穿孔テスト、加圧テストに耐えること。
	第一の容器と第二の包装	1. 2 mの落下テストに耐えること。 第二の包装もしくは外側の梱包のどちらかは頑丈でなければならない。
	どちらも防水性を備え、どちらか一方は内部の気圧差95kPa及び-40℃～+55℃の気温に耐え、中身を漏らすことがないこと。	<p><u>内容物が液体の場合</u></p> <p>どちらも不漏性であり、どちらか一方は内部の気圧が95kPaになっても中身を漏らすことがないこと。</p> <p><u>内容物が固体の場合</u></p> <p>どちらも微粒子も漏らさない完全密封タイプ</p> <p><u>内容物が冷蔵・冷凍品の場合</u></p> <p>どちらも保冷材の効果が持続している時の温度</p>

# Draft

2007/2/1

			でも保冷材消滅後の温度でも梱包として、完全な状態であること。
内容量上限	航空便	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>旅客機</u> (液体の場合) 50ml まで (固体の場合) 50g まで</li> <li>• <u>貨物機</u> (液体の場合) 4l まで (固体の場合) 4kg まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>第一の容器</u> (液体の場合) 1 l まで (固体の場合) 1 kg まで</li> <li>• <u>荷物 1 個当たり</u> 4 l 或いは 4 kg まで</li> </ul>
	地上輸送・海上輸送	外側の梱包に入れることのできる感染性材用の正味量は (液体の場合) 4 5 0 l まで (固体の場合) 4 0 0 kg まで	1 個当りの上限なし
ラベル／表示	包装梱包仕様に関して	包装梱包仕様に関する国連の基準を満たしていることを示すマーク (United Nations packaging specification marking) を外側の梱包につけること。	包装梱包仕様に関する書類は必要なし
	外側の梱包／オーバーパックに付ける情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 差出人の住所・氏名</li> <li>• 発送の詳細を知る責任者の電話番号</li> <li>• 受取人の住所・氏名</li> <li>• 適 宜 「 UN2814 INFECTIOUS SUBSTANCES AFFECTING HUMANS」 或いは 「 UN2900 INFECTIOUS SUBSTANCES AFFECTING ANIMALS」 の表示と内容物の正式名称</li> <li>• 保存時温度（任意）</li> <li>• ドライアイスや液体窒素などの極低温液体が使用され</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (航空便の場合) 差出人の住所・氏名・電話番号</li> <li>• (航空便の場合) 発送の詳細を知る責任者の電話番号</li> <li>• 受取人の住所・氏名・電話番号</li> <li>• (航空便の場合) 「 DIAGNOSTIC SPECIMENS」 或いは 「 CLINICAL SPECIMENS」 又は 「 BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B」の表</li> </ul>

# Draft

2007/2/1

		<p>ている場合：保冷材の正式名称と決められた国連番号、内容量（ネット）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（必要に応じて）国連によって定められている各種マーク</li> </ul>	<p>示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存時温度（任意）</li> <li>保冷材としてドライアイスが使われている時は「Carbon dioxide, solid」又は「Dry ice」の表示と国連によって定められているマーク</li> <li>保冷材として液体窒素が使われている時は国連によって定められているマーク。航空便の時は極低温液体のマークも必要</li> </ul>
必要書類	差出人が作成し書名する	<ul style="list-style-type: none"> <li>（航空便の場合）「Declaration for Dangerous Goods（荷主による危険品申告書）」</li> <li>梱包明細書／見積送状</li> <li>（必要に応じて）輸出入許可証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記「Declaration for Dangerous Goods」は必要なし。</li> <li>（国際輸送の場合）梱包明細書／見積送状</li> <li>（必要に応じて）輸出入許可証</li> </ul>
	差出人或いは代理店が作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空貨物運送状または道路、鉄道、海上輸送の各輸送手段に必要な送り状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空貨物運送状または道路、鉄道、海上輸送の各輸送手段に必要な送り状</li> </ul>

（注1） WHOのガイドラインの基礎となっているのは、国連勧告第13版である。これは、2005年版 International Model Regulations に反映されており、かつ、多くの国の国内法にも反映されている。ただし、2004年12月に国連勧告第14版に向けて合意された新たな変更点のうち幾つかは、「航空輸送」に関して2005年から2007年までの間任意に導入することが認められており、WHOのガイドラインにもすでに反映されている。その関連で荷物の発送国及び到着地の国の「陸路輸送」についても、変更点の早期導入が任意となっている可能性があるため、感染性材用輸送の際に確認すると良いであろう。

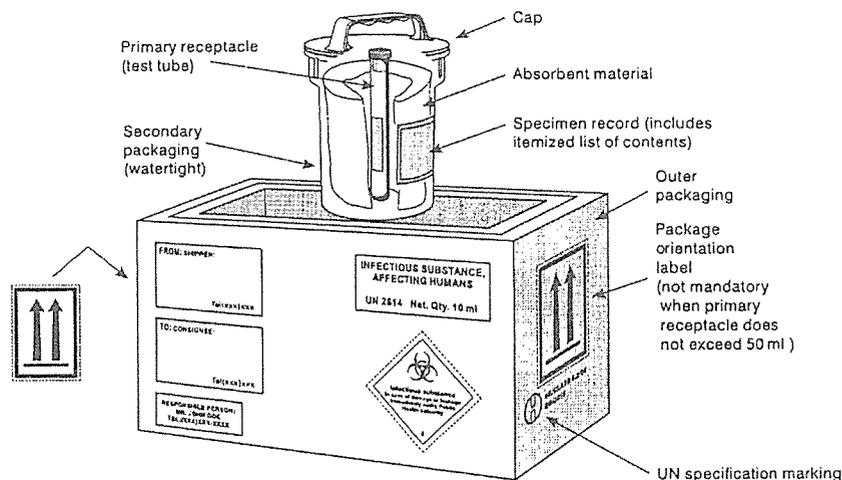
# Draft

2007/2/1

図5 WHO 資料にある三重包装の図

LABORATORY BIOSAFETY MANUAL

### Packing and labelling of Category A infectious substances



### Packing and labelling of Category B infectious substances

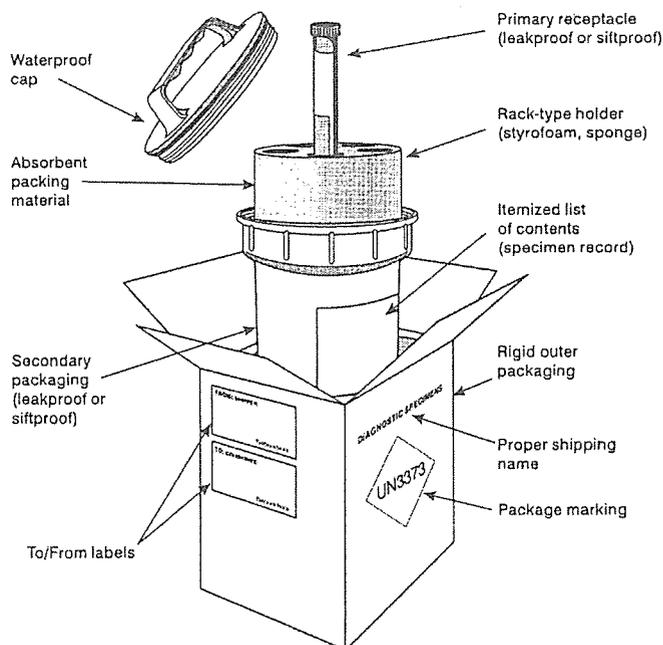


Figure 11. Examples of triple packaging systems  
(graphics kindly provided by IATA, Montreal, Canada)

[http://www.who.int/csr/resources/publications/biosafety/WHO\\_CDS\\_CSR\\_LYO\\_2004\\_11/en/index.html](http://www.who.int/csr/resources/publications/biosafety/WHO_CDS_CSR_LYO_2004_11/en/index.html)

# Draft

2007/2/1

## 国際規制

感染性材用の国際輸送に関して、国連経済社会理事会の UNCETDG (Committee of Experts on the Transport of Dangerous Goods)の「危険物輸送に関する国連勧告」にもとづき、各輸送手段に関係する国連機関がそれぞれ国際法を策定している。

### ■ 航空便

空路で輸送する際の規則としては、日本も加盟する国際民間航空機関 International Civil Aviation Organization(ICAO)の定めた「Technical Instructions for the safe transport of dangerous goods by air」が法的拘束力を持つ国際規則であり、すべての国際線に適用される。また、国際航空運送協会 International Civil Aviation Organization (IATA)は ICAO の規則を網羅し、さらに必要に応じて幾つかの規則を付け加えた、「危険物規則書 Dangerous Goods Regulations(DGR)」を決めており、IATA に加盟する航空会社はそれを遵守しなければならない。「IATA 危険物規則書」は毎年改正されており、同（2006年版）は航空危険物安全輸送協会が日本語に翻訳したものを販売している。  
(<http://homepage1.nifty.com/jacis>)

### ■ 郵便

万国郵便連合 Universal Postal Union が ICAO の条項を反映した、Letter post manual を発表している。日本では日本郵政公社が「内国郵便約款」及び「国際郵便約款」に、「生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物」の規定を作っている。参考として、日本郵政公社のホームページから「内国郵便約款」（最近改正 H17.10.24）、「国際郵便約款」（最近改正 H17.9.1）及び「国際郵便条件表」の該当部分を載せた。

日本では両約款により、「生きた病原体及び病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物」は、官公署、細菌検査所、医師又は獣医師以外は郵便物として差し出すことができない。一方、送る時の規定として、国際郵便約款の別記15の第2条件「伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物の差出条件」があるが、送付にあたり冷蔵や冷凍扱いで送付する業務は現在行われていないので、現実的には郵便で送付することは難しいと思われる。

# Draft

2007/2/1

表6 内国郵便約款（最近改正H18.12.1） 抜粋

第2章 郵便物

第1節 通則

（郵便物として差し出すことができない物）

第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。

- (1)爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣が指定するもの
- (2)毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
- (3)生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
- (4)法令に基づき移動又は頒布を禁止された物
- (5)人に危害を与えるおそれのある動物(学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。)

（途中省略）

（郵便物の包装）

第9条 4 次に掲げる物を郵便物として差し出すには、前各項及び次条（開封の郵便物）の規定によるほか、それぞれ次に定めるところにより包装していただきます。

区 別	包 装 方 法
1 刃物その他これに類する物	（省略）
2 液体、液化しやすい物、臭気を発する物及び腐敗しやすい物	びん、缶その他の適当な容器に入れ、これを内容品が漏出しないよう密封した上、外部の圧力に耐える堅固な箱（容器が外部の圧力に耐える場合には、封筒その他の物を含みます。以下この欄において同じとします。）に納め、箱には、万一容器が破損しても完全に内容品の漏出を防ぐ装置をする

# Draft

2007/2/1

	こと。
3 毒薬、劇薬、毒物、劇物、 生きた病原体及び生きた病 原体を含有し、又は生きた 病原体が付着していると認 められる物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2に規定する包装をし、郵便物の表面の見やすい所に品名及び「危険物」の文字を朱記すること。</li> <li>2. 郵便物の外部に差出人の資格及び氏名を記載すること。</li> <li>3. 毒薬、劇薬、毒物及び劇物は、これを2種以上ともに包装しないこと。</li> </ol>
4 セルロイド及びその製品並 びに引火しやすい物	(省略)
5 生きた動物	堅固なびん、つぼその他適当な容器に納め、容器には完全にその脱出及び排せつ物の漏出を防ぐ装置をすること。

([www.post.japanpost.jp/service/yakkan/1-1.pdf](http://www.post.japanpost.jp/service/yakkan/1-1.pdf))

# Draft

2007/2/1

表7 国際郵便条件表－国際郵便物としてお引受けできない危険物（抜粋）

## 6 毒物及び伝染性の物質

### (1) 毒物

ア 飲用され、吸入され又は皮膚により接触した場合に、死亡若しくは傷害を引き起こし、又は人の健康に害を及ぼしやすい物質

イ 【例】 砒素、アンチノック性混合動力燃料、固形殺菌剤、水銀化合物、殺鼠剤

### (2) 伝染性の物質

ア 病原体を含有していることが知られており、又は病原体を含有していると合理的に予想される物質。病原体とは、人間又は動物の感染症を引き起こすことが知られており、又は感染症を引き起こすことが合理的に予想される微生物（バクテリア、ウイルス、リケッチア、寄生虫、菌類を含む。）、又は遺伝子組替微生物（雑種又は突然変異種）である。伝染性の物質が、人間又は動物に病気を引き起こすことがない場合には、本項に関する規定は、適用されない。ただし、伝染性の物質が、それに触れた場合に病気を蔓延させる可能性があるときは、本項に関する規定が適用される。

イ 【例外】 伝染性の物質は、関係する国の郵政当局の規定及び IATA 危険物規則の関連部分に従い、発送物に「IATA 発送人危険物申告書」が付されていることを条件として、航空郵便で発送することができる。固体二酸化炭素（ドライアイス）についても、伝染性の物質の冷却剤として使用される場合には、発送方法が IATA 危険物規則の関連部分を満たしていることを条件に、航空郵便で引き受けることができる。

ウ 【例】 HIV、肝炎、サルモネラ菌、ラッサ熱ウイルス、風疹ウイルス、炭疽菌

[www.post.japanpost.jp/service/intel\\_service/ko\\_johken/html/1-3-5.html](http://www.post.japanpost.jp/service/intel_service/ko_johken/html/1-3-5.html)

# Draft

2007/2/1

表 8 国際郵便約款（最近改正 H17.9.1） 抜粋

別記 15 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料（診断用の見本を含みます。）を含有する郵便物の差し出し条件

- 1 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料（診断用の見本を含みます。）を包有する郵便物の差出条件は、次のとおりとします。
  - (1) 郵便物は、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないようにすること。
  - (2) 包装は、次のとおり構成されること。
    - ア 内部の包装
      - (イ) 不漏出性の一又は二以上の第一の容器
      - (ウ) 不漏出性の第二の包装
      - (エ) 堅固な場合を除くほか、内容品全体を吸収するために十分な量の吸収性の材料を(ア)と(イ)の間に詰めること。二以上の第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は一個ごとに包装すること。
    - イ 外部の包装
 

容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有すること。外面全体の最も短い部分が、少なくとも100ミリメートルの長さを有すること。
  - (3) 容器全体は、ICAOの技術に関する説明書に定める落下試験に耐えるものであること。この落下の高さは、1.2メートルを下回らないこと。
  - (4) 内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外側との間に入れること。
  - (5) 郵便物は、次の仕様に従って包装すること。

区 別	包 装 方 法
1 凍結乾燥された物質	第一の容器は、燃焼密封したガラス製のアンプル又はゴムで密閉し、金属栓を施したガラス製のびんであること。
2 液体又は固体の物質	
(1) 常温又は常温を	第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプ

# Draft

2007/2/1

<p>超える温度で運送される物質</p>	<p>プラスチック製とすること。容器の不漏出性を確保するために、過熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用すること。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強すること。</p>
<p>(2) 冷却又は冷凍されて運送される物質</p>	<p>ICAOの技術に関する説明書による危険物でない氷その他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れること。冷却材が溶解しても第二の包装が平衡を保つよう、内部に支柱を設けること。氷が使用される場合には、外部の包装は不漏出性のものとする。第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却材の温度においても、また、冷却材が効果を失った場合に航空運送中の容器及び第二の包装が置かれる温度及び圧力においても、変質しないものとする。</p>

- (6) 診断用の見本を含む死滅しやすい又は変敗しやすい物質に用いる第一の容器又は第二の包装は、摂氏マイナス 40 度からプラス 55 度までの温度に耐えることができるものでなければならず、また、液体の場合には、不漏出性を失うことなく、少なくとも 95 キロパスカルの差動圧力を生じる内圧に耐えることができるものであること。
- (7) 第一の容器は容量 500 ミリリットルを超えてはならず、外装の総容積は 4 リットルを超えないこと。
- (8) 外部の包装及び郵便物を包装する材料には、「Echantillon de diagnostic」（「診断用の見本」の意味）の記載を付すこと。また、名あて面に、次の記載及び記号を施した紫色の票符を付すこと。

# Draft

2007/2/1

MATIÈRES BIOLOGIQUES PÉRISSABLES



(大きさ 62×44mm)

- 2 伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物の差出条件は、次のとおりとします。
  - (1) 郵便物は、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないようにすること。
  - (2) 包装は、次の要素で構成されること。
    - ア 内部の包装
      - (ア) 不漏出性の一又は二以上の第一の容器
      - (イ) 不漏出性の第二の包装
      - (ウ) 堅固な場合を除くほか、内容品全体を吸収するために十分な量の吸収性の材料を(ア)と(イ)の間に詰めること。二以上の第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は一個ごとに包装すること。
    - イ 外部の包装  
容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有すること。外面全体の最も短い部分が、少なくとも100ミリメートルの長さを有すること。
  - (3) 容器は、ICAOの技術に関する説明書に定める標準試験に合格することができるものであること。外部の包装は、包装の表示に関する国連の仕様規定に従った表示を行うこと。
  - (4) 内用品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外壁との間に入れること。
  - (5) 伝染性の物質の包装は、第1の規定に従って包装すること。
  - (6) 伝染性の物質に用いる第一の容器又は第二の包装は、不漏出性を失うことなく、少なくとも95キロパスカルの作動圧力を生じる内

# Draft

2007/2/1

圧及び摂氏マイナス 40 度とプラス 55 度との間の温度に耐えることができるものであること。

(7) 外部の包装が包有できる純最大容量は、50 ミリリットル又は 50 グラムとすること。

(8) 外部の包装には、次の表示を付すこと。

ア 物質の種属名、その後に物質の専門的な（生物学上の）名称及び UN の文字を冠した国連の対応番号

イ 伝染性の物質を発送させることに従事する者（会社）の住所氏名及び受取人の氏名

ウ 郵便物の責任者の氏名及び電話番号

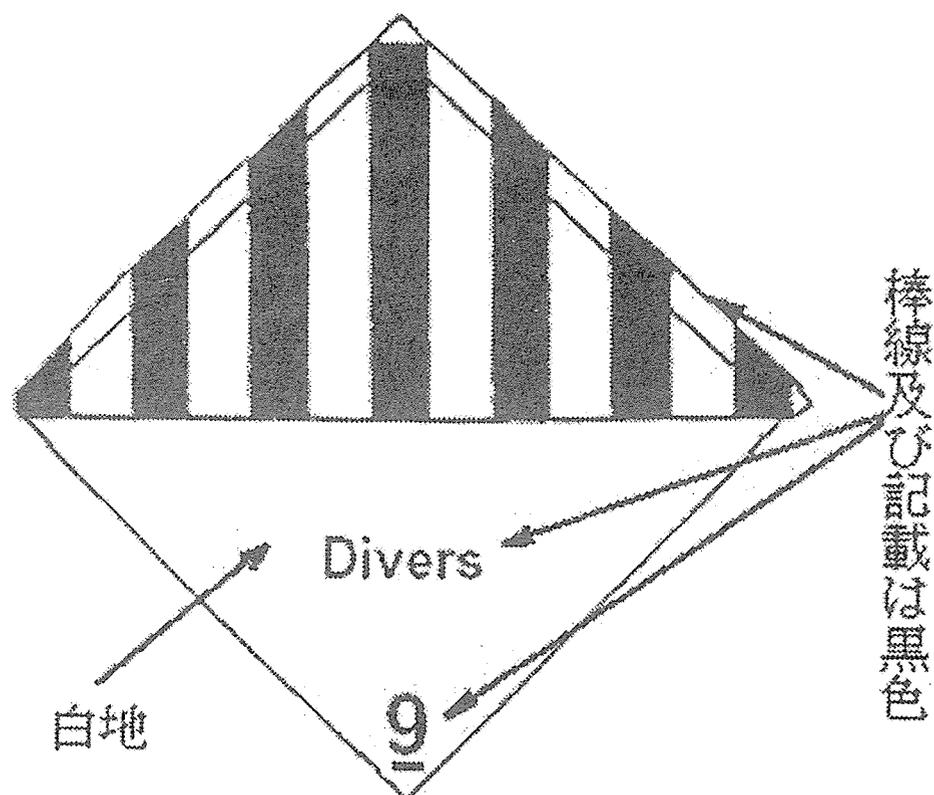
(9) 外部の包装には、公認の差出研究所名及び名あて研究所のあて名を有する面に、「Substance infectieuse」（「伝染性物質」の意味）の記載を有する票符を付すこと。この票符は、一辺の長さが 10 センチメートル又は 15 センチメートルの菱形とし、記載は、白地に黒色の文字による。この票符の上部半分には、伝染性の物質について認められた記号を付し、下部半分には、「Substance infectieuse. En cas de dommage ou de fuite, avertir immédiatement les autorités de sante publique.」（「伝染性の物質。損傷又は漏洩の場合には、直ちに公衆衛生当局に通報すること。」の意味）の語を記載すること。この票符の様式は、次のとおりとします



# Draft

2007/2/1

（10）郵便物を冷却するためドライアイスを使用する場合には、「Divers」（「その他」の意味）の表示をした票符を使用すること。この票符は、一辺の長さが最低 10 センチメートルの菱形とし、次の様式とすること。



([www.post.japanpost.jp/service/yakkan/3-1.dpf](http://www.post.japanpost.jp/service/yakkan/3-1.dpf))

# Draft

2007/2/1

上記日本郵政公社の約款は、万国郵便連合の Letter Post Manual の Article RL129 (perishable biological substances including diagnostic specimens) と RL130(infectious substances)を日本語に訳したものである。

感染性材用のうち、カテゴリーA は郵便で差し出すことはできないが、カテゴリーB は書留航空便で送ることができる場合もあり、その際に万国郵便連合は以下を推奨している。(しかし前述のように日本の郵便制度では冷蔵や冷凍扱いで送付する業務を現在行っていないので現実的には難しいと思われる。)

- ◆ 基本的な三重包装。
- ◆ 住所ラベルに「*Lettre*」或いは「Letter」の文字を示す。
- ◆ 国際郵便に必要な税関申告書（緑色のラベル）。
- ◆ 表に「DIAGNOSTIC SPECIMENS」、「CLINICAL SPECIMENS」または「BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B」と示す。
- ◆ 黒字で「UN3373」と書かれた白いひし形のラベル

上記以外にも荷物の到着国や国際間の規制がある場合があるので、郵便制度を利用するならば発送前に、その荷物が関係国の郵便システムに受理されるか否か発送する郵便局と相談しておかねばならない。

## 海路

標本や検体を検査依頼する時に要求される迅速性を考えると海路輸送が選択されることは考えにくいですが、法的には一応手当てされているので簡単に触れておく。国際海事機関 International maritime organization (IMO)が中心となり取りまとめた、「海上における人命の安全のための国際条約 International Convention for the safety of life and sea(SOLAS)」に調印した全ての国は、同じく IMO が定めた、「国際海上危険物規程 International Maritime dangerous goods code」を遵守しなければならない。「国際海上危険物規程」は、「危険物輸送に関する国連勧告」の改正に併せて2年ごとに改正が行われている。日本も IMO の加盟国であり、日本の国内法では「危険物船舶運送及び貯蔵規則」のなかに「国際海上危険物規程」が取り入れられている。



# Draft

2007/2/1

## WHO 協力センター／WHO レファレンス実験室

2003 年の SARS 流行時、日本が属する WHO 西太平洋地域（WHO Regional office for the Western Pacific Region）は、各国の正確な実験室診断を支援するために、ポリオ、麻疹、インフルエンザという 3 つの病気の地域実験室ネットワーク Regional Laboratory Network（NRL）をもとに、SARS の NRL を立ち上げた。

SARS の NRL においては、各国がそれぞれ国内に 1 つのレファレンス実験室を指定した。国内レファレンス実験室の役割は（a）標本の臨床診断検査においてその国の中心 focal point となり、（b）臨床現場や実験室専門家の訓練、患者からの標本の収集、処理、保存をし、また標本を特定疾患指定実験室に送付する場合の調整役、あるいは、（c）標本を地域レファレンス実験室に送付する場合の WHO との調整、さらにその後医療機関がそのフィードバックをタイムリーに得ることができるように努めることである。

一方、地域レファレンス実験室の役割は、（a）国内レファレンス実験室に対する技術的援助、（b）国内レファレンス実験室の診断結果の照合確認、（c）国内レファレンス実験室の代わりに標本検査を実施、（d）伝播様式を特定するための疫学的サーベイを援助すること（任意）である。

また、WHO 西太平洋地域事務局の役割は、（a）SARS の NRL を確立すること、（b）SARS 診断のために指定された各国の国内レファレンス実験室の臨床標本管理、あるいは診断に関わる活動を技術的に援助すること、（c）各国の国内レファレンス実験室が SARS 診断を遂行するために必要な体制を備えているか否かの迅速な判定、（d）必要に応じて各国の国内レファレンス実験室と地域レファレンス実験室あるいは国際レファレンス実験室との連絡調整、（e）SARS の実験室診断に関する西太平洋地域内および世界的な取り組みにおいて西太平洋地域の中心 focal point となることである。

なお、日本の国立感染症研究所はオーストラリアの Victorian Infectious Disease Reference Laboratory とともに、SARS の NRL において地域レファレンス実験室の役割を引き受けた。

日本において WHO 協力センターとなっている実験室を厚生統計協会がリストアップしているので、その中から感染症に関する実験室を抜粋した。